

不動産鑑定業者 変更登録(法人の場合)

【手数料】なし

【提出時期】変更があったとき遅延なく

【提出部数】正本1、副本1

【提出場所】〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

福島県企画調整部土地水対策室

【問合せ先】024-521-7123

【提出書類】以下のとおり

提出書類		商号の変更	主たる事務所			従たる事務所		代表者		役員		専任鑑定士		代表者・役員氏名変更	根拠法令	備考
			移転	新設	移転	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任			
申請書様式	不動産鑑定業者変更登録申請書(別記様式第九)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法第27条 1・2項	
	新たに就任した者が法第25条1～5号に該当しないことを誓約する書面					○		○								役員の1人に変更があったときは、変更した役員分の誓約書のみ作成。
	第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面(専任不動産鑑定士の発令書、辞令、任命書等)			○							○					申請者自ら実地に不動産の鑑定評価を行う場合及び申請者自身が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は不要。
	新たに就任する者の略歴書					○	※1	○	※1						(国土交通大臣登録に準じる)	※1 別の役員名で留まる場合は添付必要。
	専任不動産鑑定士の略歴書			○							○					
	登記事項証明書	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2					※2		※2 県が専用システムにより法人登記情報を確認するため、不要。
	住民票抄本			※3		※3		※3		※3		※3		戸籍抄本		※3 県が住民基本台帳ネットワークシステムにより住所等を確認するため、不要。 ただし、外国籍の者は登録原票記載事項証明書が必要。 また、住民票と住所地が異なる場合は、これに代わる書面が必要。
	案内図		○	○	○											